

川崎市病院局告示第7号

指定管理業務に係る多摩病院の手数料及び平成23年度までに発生した使用料の  
徴収業務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

川崎市病院事業管理者 伊藤 大輔

1 委託先

神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号  
学校法人 聖マリアンナ医科大学

2 公金の徴収若しくは収納の種類

指定管理業務に係る多摩病院の手数料及び平成23年度までに発生した使用料の徴収

3 委託期間

平成18年2月1日から令和18年3月31日まで